

## 役員報酬のストック・オプション課税の調査・研究（中間報告）

大分大学経済学部教授 田中 敏行

平成24年9月9日から短期間ではあったが「外国税法等調査研究助成」により Harvard Law School の Daniel Halperin 教授を訪問し、役員報酬のストック・オプション課税について米国の動向をお尋ねする機会をいただいた。当調査研究助成にあたり Halperin 教授から受入のお手紙もいただき、また幸いなことに Boston University School of Law の David Walker 教授もご紹介いただき、研究室でお会いすることができた。当調査・研究は当初 Halperin 教授にお会いすることを予定していたがメールのやり取りで Halperin 教授から Walker 教授をご紹介いただくことができ、大変有意義であったと考えている。

当調査・研究の課題は米国で議論されているデリバティブの時価評価問題についてセーフハーバー規制制定で納税者の会計処理を税務上容認する方向で進んでいることに関するもので、主に REG-100420-03, *Notice of Proposed Rulemaking and Notice of Public Hearing Safe Harbor for Valuation Under Section 475* についてであった。その事前準備として日本の会計制度についてレジメ、“Accounting Regulation in Japan & Evaluation of the Suitability of Executive Compensation” を作成し、Halperin 教授と Walker 教授に各々添付ファイルにて送付させていただき、研究室をお尋ねした。

当レジメの構成は以下の内容で、幾つかの質問も用意した。

I Accounting Regulation in Japan - triangular law system

II Convergence of Accounting Standards in Japan

III Executive Compensation and Stockoption

Need your advice

- Is fair value on accounting the same as fair value on income tax law?
- Is evaluation under section 475 suitable to executive compensation fee?
- How can IRS verify the value on executive compensation fee?, and how  
Can the safe harbor be administrable?

研究室では、当レジメの日本の会計制度等について説明をしたところ日本の制度についてほとんどご存知なかったのが少し残念であったが、今回の訪問の趣旨について概略説明

をし、また質問も交えながら Halperin 教授からは今日的テーマであること、Walker 教授からは会計と租税とのストック・オプションの処理の課題についての説明もあり、興味深く拝聴し、参考論文もいただきこれからも意見交換をさせていただけることとなった。

## Harvard University

Harvard Law School は Harvard University の一角にあり、建物に入ると迷路のようになり、Halperin 教授の研究室に辿りつくのに苦労した。



## Harvard Law School



Professor Daniel Halperin

Stanley S. Surry Professor of Law

(Halperin 教授の研究室にて)



今回の調査・研究の中間報告は、公益財団法人租税資料館、平成24年度外国税法等調査研究助成に基づくものである。貴財団からの研究助成をいただき、Halperin 教授から快く受け入れていただき、また Walker 教授も紹介いただけるという幸運にも恵まれ成果のある内容であったと考えている。研究助成に対して深く感謝申し上げます。